

研究所とのNet Work

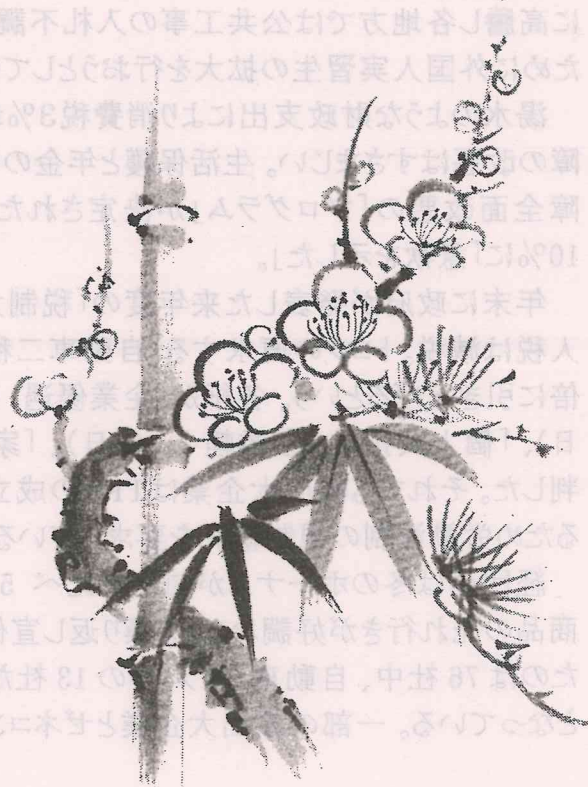
所報

Aichi Labor Institute

もくじ

- ・ 14春闘をどうたたかうか … 樽松 佐一 p 2 ~
- ・ 現代の若者を理解するために … 長沢 孝司 p 6 ~
- ・ グローバリゼーションと雇用の不安定化を考える…梅原浩次郎 p 11 ~
- ・ トヨタはきちんと税金を払え …大村 義則 p 16 ~
- ・ 絶好調を謳歌するトヨタ
ますます厳しさをます労働現場と下請け …伊藤 欽次 p 19 ~
- ・ 教育現場からの報告 1 …櫻井 善行 p 22 ~
- ・ この2カ月NEWS 2013年11月12日 …編集部 p 24 ~

- ・ 編集後記 …事務局 p 28



● 第174号

○ 2014年1月15日

愛知労働問題研究所



14 春闘をどうたたかうか

愛労連議長 榎松佐一

(1) 安倍政権の暴走

安倍政権の暴走が止まらない。秘密保護法を強行成立させた直後に、韓国軍に実弾1万発を供与し、「武器輸出三原則」をなし崩しにしようとした。沖縄の仲井真知事をカネでねじ伏せ、翌日には総理になっての一年を「靖国の英霊」に報告。通常国会には共謀罪法案をだすという。年頭の記者会見では「解釈改憲に意欲原発再稼働を推進」(中日 1/7)というありさまだ。

去年の今頃は9条改憲、これが難しいと96条改憲を持ち出した。それも難しくなると国会での多数をもって「立法での実質改憲」戦術に変更。急速に「治安維持法」体制が作られている。対立をあおるのは集团的自衛権容認への世論づくりだろう。教育への介入も露骨化している。国家安全保障基本法案に「愛国心」教育を明記し、教育への首長権限を強化しようとしている。メルトダウンした燃料の実態すらつかめず、汚染水は「ノーコントロール」にも関わらず「新エネ計画」では「脱原発はなし崩し後退」。「原子カムラ」と「安全神話」が復活してきている。14春闘は安倍政治との真っ向対決が重要な課題となる。

(2) 経済情勢とくらしの実態

経済問題ではオリンピックを利用して大型公共工事を倍増させているが、その借金は莫大であり財政赤字はさらに拡大している。建設業界では不況が10年もの長期にわたって続き、トビや鉄筋工などの技能職が不足している。昨年4月に公共工事の設計労務単価が15%引き上げられたが、人手不足のなか人件費はさらに高騰し各地方では公共工事の入札不調が相次いでいる。政府は賃金を下げるために外国人実習生の拡大を行おうとしているが本末転倒もはなはだしい。

湯水のような財政支出により消費税3%増ではすぐに足らなくなるため、社会保障の改悪はすさまじい。生活保護と年金の引き下げ、介護保険の改悪など社会保障全面改悪の「プログラム」が決定された。さらに麻生財務相は来年の消費税10%に「意欲を示した」。

年末に政府が発表した来年度の「税制大綱」では消費税を増税する一方で法人税は減税。トヨタの要求する「自動車二税軽減」を行う一方、軽自動車税を1.5倍に引き上げるといふ。各紙が「企業優遇 家計に負担 足りぬ低所得者対策」(中日)、「個人負担重く企業軽く」(毎日)、「家計圧迫 企業潤す」(朝日)と強烈に批判した。それでも輸出大企業はTPPの成立を見越して、さらに国内の賃金を下げるため労働法制の規制緩和を要求している。

経団連は冬のボーナスが前年に比べ5.79%増加したと発表し、マスコミも高額商品の売れ行きが好調なことを繰り返し宣伝している。しかし平均の5.79%を超えたのは76社中、自動車とセメントの13社だけで、半数の38社は前年よりマイナスとなっている。一部の輸出大企業とゼネコンに利益が集中する一方で、国内産業

や中小企業では逆に利益を減らしている。

労働者の実態は残業代や賞与など除いた勤労者の所定内給与が17カ月連続で減少している(厚生労働省毎勤統計10月)。現金給与総額が4カ月ぶりに0.1%プラスに転じたのは「所定外給与」が5.4%、賞与などが3.2%増えたためで5ヶ月連続の物価上昇を差し引くと実質はマイナスになっている。

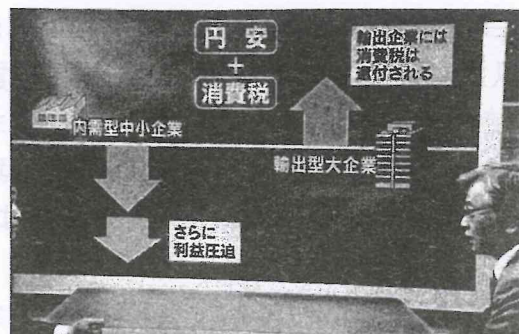
(3) 誰が暴走を止めるのか

アベノミクスで円安と株価上昇が続く、これが安倍人気を支えている。しかしその内実には外国資本による「日本買い」である。いつまでも続かないことは隣の韓国で実証されている。消費増税で景気が失速すれば「日本売り」となりかねない。誰がこの暴走政治をストップさせるのか。

首相官邸と関電前で毎週「脱原発」コールを続ける市民の運動はもうすぐまる二年になる。秘密保護法では日弁連を先頭に法律家・知識人が立ち上がった。生活保護の引き下げには全国で一万人をこす当事者が立ち上がり、年金引き下げでも十万人を目標に不服申請が取り組まれている。中電の電気料金値上げについての公聴会では「納得できぬ 公聴会、利用者の不満続出」(中日12/27)と市民も黙っていない。消費税増税にも「小〇(困る)大集会」が呼びかけられるなど、それぞれの分野でかつてない規模の運動がひろがっている。

(4) 14春闘の二つの柱

この情勢のなか愛労連は二つの柱を重点にしてたたかいを展開する。一つは「消費税上げるな 賃金上げろ」で暮らしを守るたたかいである。トヨタは2012年、「円高特別協力金」の名で一年間に三回目となる単価引き下げを強要した。円安で原材料が値上がりした2013年にも



年二回の単価引き下げを行った。NHKナビゲーション 9/27 は、今でも「6割以上の事業者が消費税を価格に転嫁できず」「円安で利益が減少」しているいっぽう、消費税の4割が輸出大企業に還付されており、消費税引き上げで「内需型中小企業から輸出大企業への所得移転」がますます進むと伝えた。8%、10%になればますます「賃上げ 企業は慎重」になる。14春闘ではこの実態を県下の中小企業とそこではたらく労働者に知らせてトヨタを包囲していくことが重要だ。

そのため14春闘の柱に消費税のたたかいを位置付ける。2.2「消費税8%は小〇(困る)」一万人大集会には民主団体のみならず広く愛知県民からの声を集め、安倍政権に突きつける。愛労連はこの集会をトヨタ総行動「名古屋集会」として位置付け、「消費税上げるな、下請け単価の引き上げで中小企業にも賃上げを」を掲げて参加する。

もう一つは「秘密保護法廃止」など安倍政権の暴走ストップのたたかいを展開する。脱原発、憲法と平和を守る運動を職場と地域に展開する。「年金不服申請」、

「生活保護引き下げ撤回裁判」支援、介護保険の改悪など社会保障改悪反対の運動に結びつける。

かつて経験したことがない市民運動との共同も大きく広がっている。私達愛労連にはこれらの各分野から大きな期待がかかっている。単組、支部でも政治的な課題を組合員に提起できるよう、わかりやすい資料や宣伝方法も検討し、より多くの組合員に知らせていく。労働組合の団結の力を発揮して安倍政権の暴走にストップをかける決意だ。

(5) 次世代につなぐ14春闘に

団塊の世代が現役を離れたいま、従来通りのやり方を続けているだけでは組織は先細る。各組合の取り組み・経験を交流し「あの手この手」で若者が活躍する場を作り出す。また組織拡大は組合の強化と一体でなければ進まない。役員、専従者だけの運動にしないよう常に「団結」を強調し、組合の役割が見えるよう工夫する。そのため各組合が取り組む要求闘争を「伝え、話し合い、行動する」全組合員参加の運動を心がける。

(6) 全労連・愛労連結成25年を迎えるこの年に

最後に愛知労問研でいっしょに考えて頂きたい三つのテーマを紹介する。①資本のグローバル化とトリクルダウンの終了

トヨタは04年に1兆円利益をあげながら「ベアは論外」と賃上げを押さえ込み、6年以上におよぶ「景気回復」のなかでも賃金は下がり続け、逆に内部留保を増やしてきた。08年のリーマンショックの後、トヨタの回復に期待する声もあったが、下請けには大幅な単価引き下げ、労働者には一度の賃上げもなかった。円安に転じてからも単価の改善はなく、ばく大な利益はグループ内の利益つけ回しに終始した。

愛労連は04年当時、すでに「三河、愛知のトヨタ」ではなく、世界をリードする「日本のトヨタ」との認識でトヨタ総行動を全労連の行動に位置付けた。しかし今日の状況は「グローバル企業TOYOTA」になったことを痛感せざるを得ない。

2000年代に入って日本企業の外国資本比率の増大が始まった。「(グローバル)株主資本主義」が大手を振って歩き、国内労働者へのトリクルダウンは消滅した。いま猛烈な「日本買い」が進み、昨年は15兆円の外資買い越しとなった。このことが日本の労働問題にどのような影響を及ぼすかはすでに主要企業の外国資本比率が5割を超えている韓国の現状をみればわかる。非正規雇用が半数となり格差拡大と貧困化は日本以上に深刻となっている。その韓国が今はウォン安円高による急激な韓国売りの危機を迎えている。

今のたたかいはこれでいいのか。対グローバル企業との直接対決という点では、愛労連にも全労連並みの知恵と力が必要になっている。

②労働組合は貧困問題に取り組めるか

民間企業労働者の平均賃金は1997年の467万円から2011年には409万円へと下がり続けた。総務省の世帯収入(中央値)では98年に544万円あったものが09年には438万円と100万円以上減っている。45才以上では賃金の高い方も増えており格差が拡大した。

若者の二人に一人が非正規雇用となっているが、40年間ずっと年収200万円だと厚生年金は月10万円程度にしかない。30代の国民年金未納者は100万人以上となっており、これらが将来膨大な無年金者となり社会的な負担となることは確実である。

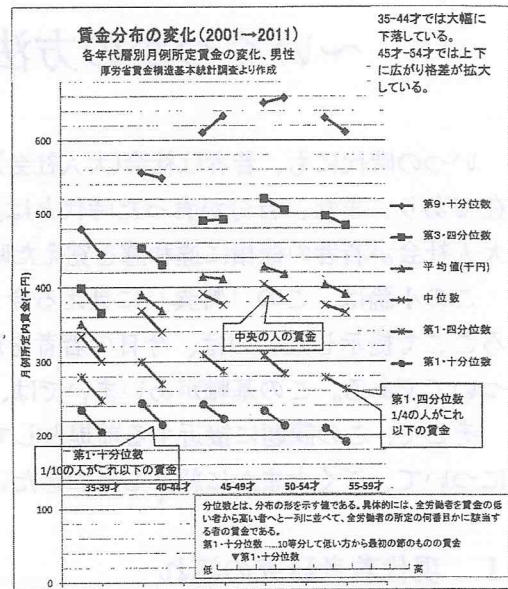
子育て世代となっても保育料の引き上げや就学援助基準の引き下げ、高校授業料の無償化は切実な問題となってきた。大学生の二人に一人が奨学金を利用し、新入社員として入ってくる時には平均で500万円近い借金を抱えている。労働者の賃金がさがるなかで様々な問題がおきているが、貧困の連鎖がさらなる貧困を生み出して悪循環になっている。これらの貧困問題に労働組合はどう取り組むのか。

③非正規労働者の賃金と熟練労働の評価

非正規労働者の増大と平行して正社員の賃金も低下した。成果給の拡大で年功賃金が崩れ、正社員のなかでの格差も拡大してきている。正規と非正規の格差是正の議論のなかには年功賃金を「諸悪の根源」とする論調も少なくない。それでは非正規にはどのような賃金論が必要なのか。

日本では医療・住宅・教育の公的保障が弱く、企業内福利と個人の賃金による部分が極めて多くなっている。年功賃金体系は年齢とともに増える家族の扶養費用を保障してきた。これは非正規労働者にも必要なものである。

もう一つはマニュアル化、システム化のなかで「熟練」についての評価が下がり、「成果」が強調されてきている。「ブラック企業」とされたユニクロの半年店長制では厚さ10センチものマニュアルを半年で暗記することが求められた。しかしこれまでも「想定外」の重大事故が発生する度に経験の重要性が繰り返されてきた。経験、熟練は非正規労働者にあっても重要な賃金要素になる。



各分位での所定内賃金の変化(月例、千円)

年齢層	35-39才		40-44才		45-49才		50-54才		55-59才	
	2001	2011	2001	2011	2001	2011	2001	2011	2001	2011
第9・十分位数	479.7	444.9	556.1	548.7	610.3	633	651	658	630.7	611.3
第75・四分位数	399	365.5	453	430.7	490.4	492	520.6	505	497.2	494
平均値(千円)	350.8	319.9	389.8	368.1	414.2	411.1	427.5	417.9	403.6	390.5
中位数	333.7	300.7	368	335.9	350.5	376.4	404	385.2	375.7	355.8
第25・四分位数	273.7	247.7	300.1	269.7	309.9	287	308	283.6	278.5	262.6
第10・十分位数	234.8	204.7	243.7	214.4	242.1	222.1	233.2	213	209.4	190.8
中位の下(千円)	-33.0	-9.9%	-29.1	-7.9%	-14.4	-3.7%	-18.8	-4.7%	-9.9	-2.6%

現代の若者を理解するために

～いくつかの方法論の提起～

長沢孝司

いつの時代にも、若者は社会(大人社会)の大きな関心事である。若者は次の時代を担う存在であり、また、自分が育った時代とは異なる様相を示すからである。しかし今日ほど、大人社会が若者の様相に違和感を覚えた時代はなかっただろう。

この小論は、この「特異」に見える今日の若者の姿自体を紹介するものではない。むしろここで提示したいのは、今日の若者を理解するためにはいかなる方法や視点が大切かについてである。この基軸があいまいでは、若者の実像を正確につかめないからである。

そこで、この課題に接近する前提として、この30年余りに若者がどう論じられてきたかについて、ごく大まかに紹介しておきたい。

I 現代若者研究の流れ

(1) 若者バッシング論(1980年～1990年末)

1980年代から今日まで、若者研究は社会学、教育学、心理学、経済学の研究者によって行われ、いくつかの段階を経てきたが、大きくは以下の2段階を経てきた。

前半の1980～90年代について言えば、一部の論者を除き、総じて若者バッシングの時代であったと言えよう。

60年代後半からの社会・労働運動の高揚の後、若者に「シラケ」が広がるが、80年代に入ると若者の様相は大きく転換した。それはバブル経済を背景に上から消費が煽られ、若者の関心がそれまでの仕事から、ネアカな「消費文化」へと大きく傾斜したことである。そして、消費はそもそも個人の嗜好が中心となるため、個人主義的な「自分らしさ」の追求が生活の中心になり、そして既存の集团的結束を弱体化させていった。特に90年代に後半からのTVゲーム、パソコンやケータイ(特にメール)の広がり、見知らぬ他人とのゲーム的つながりを可能にし、逆に直接の人間関係を無関心にする。

そもそもアイデンティティの形成やコミュニケーションは、他者との(親密な)相互関係で成り立つものだが、それが弱体化すれば、一方には自室でメディアに浸る「オタク」を生み、他方ではフィーリングの合う少人数グループが相互無関係に分立する。ここに、社会学者や教育学者は危機感を強めたのである。若者研究者は、こうした新機器に飛びつく若者の姿ばかりに目を奪われ、その現象の背後にある上からの消費主義への誘導、新自由主義による個人責任主義への誘導政策をほとんど見抜いていなかった。そのことが重なり、若者へのバッシングにつながったと言えよう。

(2) 社会構造的な認識への転換(1990年代末～2006年頃)

しかし1990年代末頃から、若者の中に正規雇用と不安定雇用者の社会的格差の広がりが問題とされるようになる。そして事実、2000年代には相次ぐ派遣労働の拡大政策のもとで、彼らの格差は覆いがたいものになり、しかもこうした格差は子供の成績・学歴や友人数、就職、健康、恋愛・結婚などにも及ぶ深刻な問題であることが明らかにされていく。そし

て格差問題の後を追うようにして、さらに若者の貧困化問題が浮上した。フリーター、ニート、引きこもり、精神疾患や自殺の増大など。それらの多くは、結局は労働の貧困に規定されていることが明らかになっていく。労働経済学の玄田有史氏、家族社会学の宮本みち子氏、教育社会学の本田由紀氏らの功績がその代表格であった。そしてその背後に新自由主義に基づく政策があることも共通の認識となった。

こうした状況下において、先の(1)で見た若者論の基調も大きく転換した。それは、現代の若者を論じるには、まず彼らが置かれた客観的な社会構造（特に労働と所得）の実態を正確に捉えること、そしてその際、雇用労働のあり方の認識が不可欠であるという認識への転換であった（ただし、それをどう位置付けるかについては見解が分かれる）。

なお、念のために補足すれば、ここで述べているのは研究者レベルの動向であって、それ以外の一部のアナリストや評論家などによる若者バッシングはいまなお「精力的」に続いていることに注意していただきたい（その大半は科学的根拠に乏しい印象的記述である）。

さて、上記の研究達成を受け、現在の若者研究の課題は次の課題に進みつつある。それは、上記の客観的な社会構造と、主体としての若者の意識と行動を関連づけて総体として把握するかという課題である。すなわち「構造」と「主体」の有機的な関連である。今日の若者において、この両者は表面的にはかなりの隔たりをみせている。それだけに難問であり、組合運動の実践においてもそれを実感されている方が多いだろう。2000年代後半以降の若者研究者は、この課題を強く意識して解明に取り組んでいる状況である。

(3) 追記—若者の社会・政治的成長をめぐって（2006年以降）

さて2000年以降のこうした研究の延長線上に、2006年頃を境にして、新たな研究・啓蒙書が相次いで出版されてきている。これはこれまでに見られなかった動きであり、2000年以降の小段階とも言えるだろう。

それは、首都圏青年ユニオンに象徴される地域の様々な個人加盟ユニオンの結成や運動の高まりを背景にしており、派遣やフリーターだけでなく、最近までニートや引きこもりだった若者も含まれる。特に2008年末の湯浅誠氏らが主導した派遣村運動は、社会的に大きなインパクトを与えた。これらの活動・運動に応え励ます立場から、労働法解説書、不当労働行為への反撃、仕事の世界にどう向かうか、ユニオンの結成・運営方法などの相次ぐ出版である。これら最近の研究書・啓蒙書は、近年の新しい動きとして注目されよう。

II 現代の若者を理解するために

以上、これまでの若者研究経過の概略を紹介した。ここから本題の若者理解の方法論に入るが、上記の経過を踏まえれば、以下に挙げる5点の提起が、決して私の思いつきではないことがお分かりいただけるはずである。

(1) 若者を全体社会の動向から切り離して見ないこと。

2000年代以降の研究で明らかになったように、若者世代をその時代の全体動向とそのシステムから切り離して見るのではなく、その一環として、またそのシャープな表現として見るのが大切である。その動向を無視して、若者の「新奇」な行動や「文化」を追っても、結局本質は見えないということである。これは前記した1980~90年代の反省からも明

らである。研究者レベルではその隘路は基本的には脱却しているのだが、2000年以後もなおアナリストなどによる「俗流若者論」が絶えないのは、こうした視野狭窄から今だに脱けられないからである。

かつて、ロシア革命を主導したレーニンは、青年を論じるにあたっては①青年はいつの時代も社会全体の動きを、しかも最も敏感に反映する存在であること、②彼らが大人と違う時代に生きている以上、我々とは異なる発達の形をとることを理解すべきことを幾度か強調した。いまだ傾聴に値する指摘であろう。

今後の具体的方策としては、①社会の全体的構造の今日的状況と政策(特に若者政策)の骨格をより確実に認識し(「構造」的理解)、②その中で若者がどう対応し生きる構えを形成しようとしているか(これが試行錯誤のアイデンティティ形成の過程)、③その構えを、新しい時代状況に相即して自分なりにどう表現しているか(これが多様な「若者文化」の本質)という手順で理解していくことが必要だろう。

(2)若者世代の多様性を認識する

今日、一口に「若者」と言っても、かつてなく多様になっている。すなわち①年齢や性別といった属性だけでなく、②むしろ今日顕著になっているのは、出身階層、学歴、職業、正規・不正規、都市と地方などによる社会的格差であり、かつてない広がりを見せていることは周知の通りである。親(家庭)の格差が職業や所得の格差につながり、それがさらに健康、恋人や結婚の有無、友人数、家族関係、転職機会、社会保障などの格差にまで及んでいることが、この間の優れた調査研究で明らかになっている。さらに、②の同じグループであっても、その状況をどう認識しどう人生を構えるかによって、行動や趣味・趣向はかなり異なってくる。(付言すれば、同じ個人でも所属する集団ごとに異なった自分を見せるようになっており、これは個人ではなく「分人」とか「多元的自己」と呼ばれている)。

むろん、若者の多様性自体は今に始まったことではなく、例えば団塊世代も多様な階層に分かれていたし、この世代を「対抗文化」の世代と一括するというよくある議論は単純に過ぎよう。けれども今日の若者の多様性は、もはやその時代の比ではない。

こうした時代において、もはや「今どきの若者は・・・」式議論はいよいよ無益な議論と言わねばならない。もちろん、この同じ時代を生きている以上、現代若者に通底する共通性があることを見据えていくことは重要な作業であり(パワハラで苦しむ正社員と派遣、似通った事情で結婚できない男と女、等々)、逆の誤り、すなわち「若者が多様化した今日、若者論や若者文化などは論じられない。」という一部の議論も正しくない。

いま若者論に求められていることは、こうした多様な階層の若者グループの現実に即した状況をそれぞれに明らかにすること、そしてその蓄積に立って、その個別性の底に流れる普遍性を徐々に、確実につかんでいくことであろう。これまでの若者研究はその地道な作業に欠けており、ようやく緒ついたところである。

(3)若者研究の土台は労働(仕事)論である

社会学における労働研究の立ち遅れが若者論の「構造」的把握の立ち遅れの原因となったことはすでに述べた。これは、80~90年代に若者の労働問題がまだ深刻な様相を呈していなかったことが背景にあるが、社会学の労働研究の沈滞が長らく続いていたことによる

ものであり、特に若者論にはその傾向が強かった。そして00年代に入ってこの問題が浮上し提起されると、若者論において労働(仕事)をどう位置付けるべきかについて強く意識されるようになった。そして現在、この問題をめぐって、近代の労働(特に「ポスト・モダン」の今日)ではそこに「生きがい」や「自分らしさ」を求めるのはそもそもできないという議論、そしてその対極には、人間が生きる中核は労働であり、新しい専門性を習得し、また仕事の面白さや有益性を徐々に見つけていく工夫をすべきだという議論がある。

ここはその議論に立ちいる場ではないが、いずれにせよ、若者論の土台には労働(仕事)論を据えて見ていくことが重要であろう。もちろんこれは、個々の若者にまず労働を重視せよとか、「労働=自立」という謬論を説いているわけではない。若者にとって生きがいも居場所も多様である時代であることは明らかである。だが少し人生を長期的に考えれば、①職場にささやかであっても楽しさや居場所がなければ、本命の「やりたいこと」も続かないことは調査結果にも示されている。②働くことは生活の基礎であるだけでなく、社会的存在感(自己の有意味感)を得られる場でもある。③仲間との日々のつながりを実感できる場でもある。生活を成り立たせる行動、社会的に意味ある行動、それを通しての相互承認と自己発達、それが労働(仕事)の原義であろう。労働が持つこのような原義を念頭に置いて、若者の諸行動や諸関係を見ていくと、それらが結局は労働のありか方に直接的・間接的に左右されていることが浮かび上がってこよう。

(4)対面的コミュニケーションの重要性。

社会学的若者論の焦点は長年、アイデンティティの問題に置かれてきた。その際、アイデンティティ形成に深く関わる領域として各種コミュニケーションがあるが、その場合、小人数の中の閉鎖的なコミュニケーションと、マスメディアやニューメディア(特にメールやSNSなど)の研究に比重をかけてきた。たしかにこれらコミュニケーションは、特に若い世代の発達にとって重要な意味をもっており、若者にとってもはや手放せないものである。したがってこれらの研究は、若者研究の重要な位置を占めてきた。もちろんこの両者のコミュニケーションは質的に異なるものであり、実際に別のテーマとして扱われてきたのだが、対人関係のツールであるという意味では共通性がある。

ここで問題にしたいことは、テクノロジーの発達にともなう若者の対人関係の変化にあまりにも研究の目が奪われてきたのではないかということである。コミュニケーションの元の意味は、思いを共有化するという意味であるが、この共有化は発話だけでなく、いわゆる身振り言語も含めて行われるのであり、相手の理解において発話の比重は3割ほどでしかないとも言われている。だからこそ、例えば医者对患者に対する問診や精神科のセラピーも対面式である。メールやSNSでも、親しくなれば直接会うことを求めるようになる。これらの事実が示すように、コミュニケーションの基礎はやはり対面的コミュニケーションなのである。

私がこのように対面的コミュニケーションを重視するのは、先のIの(2)の末尾で述べた「構造」と「主体」の有機的連関を念頭に置いているからである。すなわち、「主体」による「構造」の認識が高まるにつれて、運動はより確実に高度な運動に高まるのであるが、それは「居場所」での仲間やアドバイザーとの対面的コミュニケーションが出発点になっているのである。ツイッターやSNSは匿名であり、だからこそ量的な広がり力を

発揮するが、質的なつながりと継続性を担保するのは対面的コミュニケーションなのである。

そのことを出発として押えながら、ケータイ、そして各種ニューメディアのもつ積極的可能性と消極的で危険な面をわきまえた研究が求められよう。

(5) 活動・運動の最先端から法則を読む

先に述べたように、2006年頃から若者の中に芽生えつつある各種の活動（そこには、ネットや引きこもりに対する居場所づくりや生活保護申請援助の活動から始まり、首都圏青年ユニオン、ガテン系連帯のような組合運動まで含む）が広がりつつある。

今日、反原発運動や特定機密法をめぐる大規模で継続的な運動のひろがりが高く評価されなければならないが、今日の若者の活動の特徴は、ずっと小規模で、自分の関心や状況に応じた小談会（哲学カフェ、労働法を知る会など）が実は無数に広がっている点にある。これらは小規模だからわれわれの目に触れにくいし、ヨーロッパのような大規模デモの形をとりにくい。その理由は、前述したように、日本の若者が非常に多様に分断化されていること、また活動の組織化の経験が弱い点にある。だがこうした微細ともいえる諸活動の場が、彼らの民主主義的陶冶、そしてユニオンづくりの土台になっていることは間違いない。そしてそういう目に見えない広い土台が、例えば最近の「ブラック企業」の実態を明らかにさせた力になっていると言えよう。

これらの新しい活動・運動は、全体として見ればなお少ないので、一般化し理論化できる段階ではない。しかし運動は微細な部分から始まるのがふつうなのであって、それら一つ一つを、新しい世代による最先端の活動・運動として注目する必要がある。こうした活動・運動がより全国的になれば、まとまった理論化が可能になるだろうが、しかし現時点でも、そこにはいくつかの法則性が存在しているように思われる。ここはそれを述べる場ではないし、私にはその力量も欠けるのだが、そういう課題認識は皆さんと共有し、今後交流し議論したいと思っている。

追記—これを書いた直後に、「住民と自治」（自治体問題研究所）2014年1月号の中西新太郎氏の論稿を読む機会を得た。氏は現代若者論の第一人者と言える研究者であり、今回の論稿は私の最後の（5）に関わっているが、レベルは格段に高い。ぜひ一読されたい。

（ながさわ・たかし／日本福祉大学名誉教授）

グローバリゼーションと雇用の不安定化を考える

—『名古屋経済圏のグローバル化対応』出版にちなんで—

梅原浩次郎

1. はじめに

筆者は、先ごろ他の執筆者とともに『名古屋経済圏のグローバル化対応—産業と雇用における問題性—』（塩見治人、梅原浩次郎編著、2013年10月、晃洋書房）を上梓することができた。帯原稿の文章に、その意図を次のように書きこんだ。

◇グローバリゼーションの歴史的転換点に立って名古屋経済圏はいかなる対応に迫られているのか。豊かな地域社会にとって雇用は全ての基礎である。グローバリゼーションがもたらした産業構造の変化と雇用問題を検証し、地域経済圏の可能性と問題性を見つめる◇

すなわち、①グローバリゼーションはいま歴史的
②転換点に立つ産業と地域社会の基礎となる雇用の
③そのことを日本有数のものづくり産業集積地の名古屋において検証するというものである。この意図がどこにあるかは、執筆者一同の力量にかかっている。評価にまきたい。

筆者は、編者として、あるいは第1章「企業の雇用不安定化—雇用流出と雇用劣化の現実—」の執与してきた。しかし、以下に述べることは、本の編この間に感じてきた私見である。

2. グローバリゼーションの歴史的転換点

まず、グローバリゼーションの歴史的転換点に立について考えてみよう。第1はグローバリゼーションの到達段階であり、第2は名古屋経済圏でのグローバリゼーションの到達段階の意味するものである。

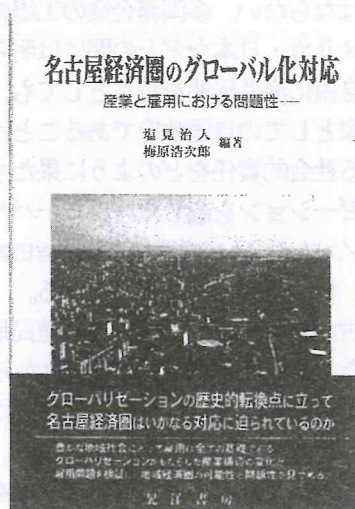
【グローバリゼーションの到達段階】

資本主義の生成期及び発展段階のグローバリゼーションである。イギリス市民革命は資本主義の発展を妨げていた国王などによる独占や特権を廃止させ、産業革命につながっていった。イギリス資本主義の確立と産業革命は、やがてヨーロッパ各国にも波及する。『共産党宣言』の発表で象徴される1848年は、「諸国民の春」ともよばれ、民族の独立や分裂した民族の国民的統一をめざす年としても知られる。

例えば、多くの領邦に分裂していたドイツ民族を国家として統一させ、ドイツ帝国が成立(1871年)する。この国家の成立に先立っては、ドイツ関税同盟が発足(1834年)

し、その経済的発展が近代国民国家としての政治的統一を準備することになる。旧来の狭い域内関税を撤廃させ、原材料ないしは商品の流通障壁をなくし、産業発展に貢献する。民族の国民的統一と産業発展が新時代の到来を導く。同様に長年にわたって多くの国に分裂していたイタリアでも、近代イタリア王国として統一(1861年、完成1971年)する。日本でいえば明治維新(1868年)の頃である。それぞれの国での態様は異なるが、資本主義的生産と市場の拡大を進めて経済が発展する。資本主義生成期の関税障壁撤廃は、封建社会から近代社会の扉を開ける役割を果たすことになる。

これに対して、現代のグローバリゼーションはどうであろうか。ある研究者は、第二次大戦後の植民地体制の崩壊までの帝国主義の時期を資本主義の「前史」とし、その崩壊を告げる1960年代以降を現代のグローバリゼーションの起点としている(村岡俊三『グローバリゼーションをマルクスの目で読み解く』)。また、



転換点に立ち、現状を把握し、名古屋経済圏にまで成功しては読者の判断

外進出と地域筆者として関者というより、

っていること

別の研究者は金・ドル交換停止や変動相場制移行後の1970年代以降をグローバル資本主義の変容と位置づけている（鶴田満彦『グローバル資本主義と日本経済』）。生産物市場がグローバルであるのに対し、労働市場は国境を超える労働移動が原則的には禁止されている。モノ、カネ、情報が自由に国境を越えて移動したとしても、労働力としてのヒトの移動は自由ではない。同時に先進国と途上国間には賃金における価格差が存在する。ここに企業の海外進出の増加と、海外現地雇用者が増加する背景が横たわっている。

日本の場合、なかでも自動車産業を念頭におけば、リーマンショックを契機とする世界経済危機は、輸出主導型の経済成長に対して致命的な打撃を与えた。以後、多国籍企業は国境を越え世界市場に入り込み、需要のある国で原材料・労働力等の諸資源を調達して生産を行い、進出国をはじめ全世界で商品供給を行うようにさらに転換した。従来の進出国本国からの輸出型企業から、海外現地生産型企業への大きな転換である。関税でいえば、資本主義生成期における国民国家内部での障壁撤廃から、いまやアメリカ等による国民国家の次元を超えた世界規模での撤廃の動きに変化した。

また、多国籍企業が、本国・先進国で雇用放棄をどのように行い、どのように海外進出を行っているのかを見定めなくてはならない。多国籍企業の工場の進出・撤退に関する対策は、労働組合の役割が大きいEU諸国と、アメリカ・日本などとの間には明らかな差異を認めることができる。留意すべきは、企業が国境を越えて自由に海外展開を行うとしても、カントリーリスクや経済危機に直面する時、その拠りどころが国民国家としての自国政府であることは紛れもない事実である。この点からも、グローバル企業が雇用に関する社会的責任をどのように果たすのかが問われている。

最近、グローバリゼーションを論じた『グローバル経済の誕生—貿易が作り変えたこの世界』に接した（ケネス・ポメランツ／スティヴン・トピック、福田／吉田訳）。著者は歴史家で、現代のグローバリゼーションにはふれていないが、貴重な論点を提示している。

グローバル経済は古から存在していたこと、植民地化の進展とともにグローバル経済の規模はいつそう巨大になっていったことが記される。アフリカからの奴隷貿易についても、「暴力の経済学」として記され、イギリスの自由貿易の極致としての略奪が描かれる。「世界貿易と工業化の歴史」では、「自由貿易こそすべての国に富をもたらす、と教えているが、この考え方は、参加国がどのような発展段階にあるのかということを思考の枠外に置いている。歴史を振り返ればわかる通り、一部の国が圧倒的に有利になる状況で貿易をおこなってきた」と強調する。イギリスをアメリカに、自由貿易を「環太平洋連携協定（TPP）交渉」に置き換えれば、現下の事態も察しが付こうというものである。

【名古屋経済圏でのローバリゼーションの到達段階】

名古屋経済圏は、名古屋市や西三河周辺都市をコアとする自動車などのモノづくり産業集積地が、やがて東三河を含む愛知県と岐阜・三重県の一部にまで外延的拡大を遂げていく経緯を踏まえて、これらの圏域をさすことにする。その中心的地域が愛知県である。愛知県の製造業における輸送機械の従業者数、製造品出荷額等は、1990年—2010年の変化でみてもその構成比（比重）は大きく高まっている（従業者数22%→35%、製造品出荷額等41%→51%）。2010年には、三重県（従業者数20%、製造品出荷額等26%）、岐阜県（以下、前記同14%、16%）、神奈川県（16%、21%）、大阪府（5%、5%）と比較しても顕著な数値を示している。

自動車産業が右肩あがりの段階では、豊かな愛知（名古屋）を謳歌することに多くの人は疑問を挟む余地は無かったのかも知れない。だが愛知の産業構造の特質をなす製造業における自動車産業依存構造は、リーマンショックを契機とする世界経済危機や、東日本大震災（原発災害含む）において、決定的な脆弱性を露わにすることになった。筆者は、この二大危機が明らかにした名古屋圏での課題は、3つあると考えている。①中心産業をなす自動車産業の活動は停滞し、自治体財政を危機に陥れた。これに対する産業多角化への課題である。②広域的なサプライチェーン切断と原発災害による国民生活と産業活動への影響であり、③生産の海外移転シフトに伴う産業空洞化懸念、過度の輸出依存構造脱却の課題である。

愛知に拠点を置いてきた自動車産業の中核であるトヨタは、東日本大震災（原発災害含む）の2011年には、グローバル生産874万台のうち、国内生産276万台（国内外比4割）、海外生産417万台（同6割）である。国内生産のうち157万台を輸出（輸出比率57%）し、国内需要分は119万台に過ぎなかった（トヨタHP、「企業情報」）。翌年の2012年にはエコカー減税もあり、対前年比で国内生産も伸びてはいる。それにしてもワーキングプアー層と言われる非正規雇用者にとって、1台数百万円に達する自動車は別世界の出来事に相違ない。

二大危機後、トヨタが選択した道は、愛知、九州、東北の3拠点毎の完結性のあるモノづくりであり、世界を5分割したそれぞれが一定の経営決定権を持つ5つの「小さなトヨタ」として機能する方針であった。愛知の自動車産業からすれば、やがては生産の縮小・撤退、すなわち産業の空洞化につながる出来事である。

報道では、トヨタは「円安で国内事業最高益、3月期見通し営業益2兆2000億円」（「中日新聞」2013年11月7日）という。安倍内閣による超金融緩和策がつくり出した円安効果を最大限享受する姿である。一方では政府の支援を受け、他方で海外生産を強化する方向は、国民とともに歩む望ましい企業像ではない。

産業経済をリードしてきたトヨタが、海外生産比率6割となり、かつ愛知県での比重が相対的に低下すれば、名古屋経済圏が大きな転換点に立っていることは相違ない。

3. 人間生活の全ての基礎となる雇用の不安定化

グローバル化と軌を一にして進展しているのが、雇用の不安定化である。労働の対価としての正当な賃金を受け取り、人間としての再生産を行う。しかし、この望ましい循環が断ち切られるならば、社会の存立そのものが危うくなる。人間生活の全ての基礎となるのが雇用であり、その重大局面の現状をみてみよう。

【海外生産拡大と雇用の不安定化】

グローバル化の進展に対応して、海外生産は拡大の一途である。まず、海外生産拡大と国内雇用不安定化に関する論点をみておこう（図参照）。

国内非正規雇用者に関して、1985年当時の経済企画庁は次のように記していた（経済企画庁総合計画局編『21世紀のサラリーマン社会』）。世帯主が内部労働市場（筆者注：終身雇用と年功賃金）で働き、外部労働市場（パートタイム、アルバイト等）は低賃金で、しかも急速に拡大している。外部労働市場の拡大を容認したうえで、内部労働市場は確実に狭まり、外部労働市場が2000年にはその割合は3人に1人になると見通していた。その10年後1995年に、日本経営者団体連盟（現・日経連）が、「新時代の『日本的経営』 挑戦すべき方向と具体策」を発表し、雇用の柔軟化を後押しした。1999年には労働者派遣の原則自由化などの法改正が進み、不況とも相まって国内的な労働の流動化と若者雇用の不安定化が進行した。一方、海外雇用者は、1990年代からの円高圧力の下、企業の海外進出に伴って増加してきた。

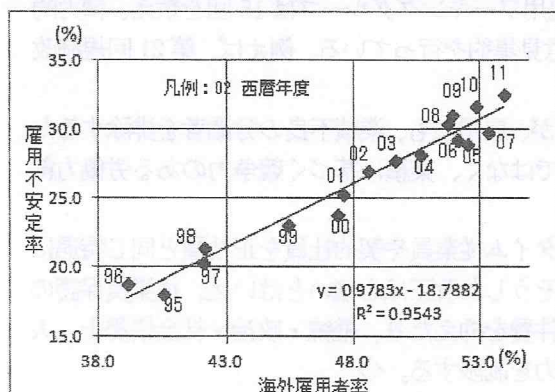


図 海外雇用者率と雇用不安定率の相関

（出所）総務省「労働力調査」、経済産業省『第41回 我が国企業の海外事業活動』より筆者作成。（注）①雇用不安定率＝（非正規雇用者＋完全失業者）／労働力人口×100（％）、②海外雇用者率＝（海外常時従業者／海外法人所有企業の国内外常時従業者）×100（％）、③図中数字は西暦年。

このために、地域雇用を考えるには、国内での非正規雇用者増加と海外雇用者増加による労働コスト削減の両面を押さえることが重要である。企業の海外進出と地域雇用の両者を統一的に考えれば、国内の正規雇用者を減少させて非正規雇用者を増加させる（雇用劣化）か、

（注）2011年に、海外法人所有企業の国内外の常時従業者に対する海外常時従業者の割合は54%に達する。また、労働力人口に対する非正規雇用者と完全失業者の合計の割合は、33%に達する。このすう勢は限りなく上昇。

もしくは海外雇用者に切り替える（国内からの雇用喪失）という経営選択はあり得るのである。海外雇用者が増加すれば、国内雇用者の地位が直ちに不安定化するという直接的な因果関係があるわけではない。しかし、経営選択の結果としてこの事態が進行している。

この非正規雇用者の増大を前に、海外生産拡大との関連を認めない論調がある。例えば、大塚哲洋は「化学、輸送機械、電気機械、繊維の4業種の値から描き出される近似線をみても、海外の従業員数の変化率と国内の従業員数の変化率が比例する形状となっている」と述べる（『製造業の海外展開について』『みずほレポート』みずほ総合研究所、2011年）。つまり海外で従業員が増加するが、これに比例して国内でも従業員数が増えて影響を受けていないとみる。なかには指摘するような事例もみられるであろう。しかし、雇用を全体としてみる時に、この論理は労働コスト削減をねらいとする雇用劣化と雇用喪失の同時進行をみていないのであり、こうした内実を考慮した分析にはなっていない。世界経済危機に際しては、自動車産業等において真っ先に非正規雇用者の派遣切りが行われた。円高が進み生産の海外シフトが進むとともに、雇用不安定化はさらに進んだ。統計では非正規雇用者として就業すれば、失業統計から除外されるのはいうまでもない。国内の正規・非正規雇用者の差異を問題としないことに、筆者は上記論旨に同意できないのである。気になることは運動を進める側にも、現実の動向を直視せず先の大家見解に同調する向きが存在するのではないかということである。

なお、愛知県企業についていえば、2010年の県内雇用者約310万人に対し、県内企業が海外で約68万人という多数を雇用している。海外雇用者は国内より低い賃金が期待され、同列には論じることができない。それでも、県内企業が愛知県もしくは国内で雇用出来たであろう相当数の労働者を海外で雇用し、雇用流出の事態を生み出しているのである。

【正規雇用解体への道を糺す】

だが、事態は非正規雇用者の拡大だけではない。政府による正規雇用解体への着手が始まっている。安倍内閣は重要課題の規制改革に取り組むとして、2013年1月に政令に根拠を持つ内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議を設置した。そして、「規制改革に関する答申～経済再生への突破口～」が2013年6月5日答申されている。規制改革分野は、①エネルギー・環境分野、②保育分野、③健康・医療分野、④雇用分野、⑤創業等分野、の5つである。

雇用分野には、「正規・非正規雇用の二極化構造を是正」と記される。非正規雇用者が全体の4割近くなった現在、二極構造の是正は正規雇用への多様性、柔軟性を高めるとされ、その対象は正社員改革となる。「無期雇用、フルタイム、直接雇用」が改革のターゲットとなり、「ジョブ型正社員」移行への道筋整備を行い、時間外労働の在り方を金銭補償から休日代替へ、管理監督者等の労働時間規制の適用除外制度などが求められる。

答申を受けた「規制改革実施計画」が同年6月14日閣議決定される。正社員のあり方等は、経済再生の阻害要因としてあげられる。見直しの重点項目は、①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、②企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し、③有料職業紹介事業の規制改革、④労働者派遣制度の見直しである。

2013年11月27日でもって、規制改革会議は21回、雇用ワーキンググループは15回を数え、精力的に準備を進めている。この間、規制改革ホットラインで意見集約を行っている。例えば、第21回規制改革会議には、少数であるが次の意見が紹介される。

◇【提案の具体的内容】「従業員の十分な保護は必要だが、雇用主も、業績不良の労働者を排除するための法的枠組みを必要としている。このため、長期雇用ではなく、業績に基づく競争力のある労働力創出を促進させる制度を導入するべき。【提案理由】

2013年以降、政府は同じ会社に5年以上勤務したパートタイム従業員や契約社員を正社員と同じ待遇にする法律を導入することになっている。従業員にとってそうした改正は心強いとはいえ、従業員保護の継続的強化は日本企業の競争力に大きな負担を課し、人件費を抑えたり、継続・政治・社会情勢上、人員調整が必要となる場合に変更を行ったりする企業の能力を制限する。◇

この政府の動きは、非正規雇用者が増加した経緯をみれば、やがて5年、10年後のすう勢を暗示しているかのようであり、未恐ろしい。

4. おわりに

グローバリゼーションの歴史的転換点に立つ大きな動きが、足元に押し寄せている。人間生活の全ての基礎となる雇用の不安定化、すなわち非正規雇用の増大と正規雇用の解体は、日本社会の存立を脅かす重大な事態になっている。名古屋経済圏では、製造業における自動車産業特化構造という特殊な産業構造が形成され、厳しい局面に遭遇している。「環太平洋連携協定（TPP）交渉」でいえば、国民国家の制約がとり払われ、最強の国家とされるアメリカの基準により不平等な国際的取り決めが参加国に強いられようとしている。こうした事態を見据えて、対抗軸を持つ共同の取り組みの強化がまたれている。

（うめはら・こうじろう／愛知大学中部地方産業研究所・博士（経済学））

※塩見治人・梅原浩次郎編著『名古屋経済圏のグローバル化対応』（晃洋書房、2013年10月）をご希望の方は、愛知労働問題研究所（事務局長 櫻井善行）までご連絡を。定価 3675 円（税込）を特別価格 3,100 円（税込）で頒布。



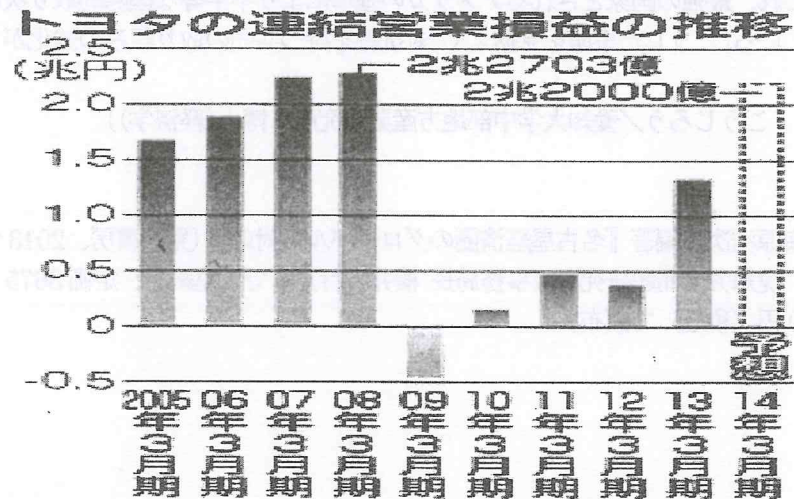
トヨタはきちんと税金を払え

大村 義則

2014年をむかえトヨタ自動車は今年、どれだけ利益を拡大するのだろうか。2013年の年末に配信されたニュースでは、すでに過去最高益を更新しそうだと伝えられている。

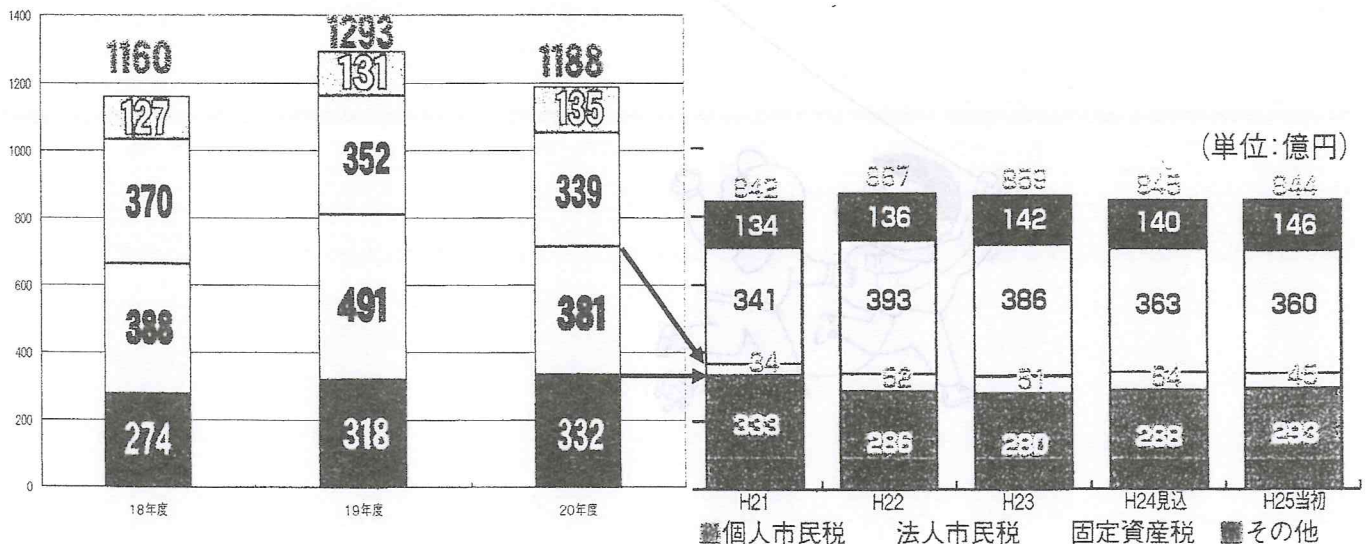
※「トヨタ自動車の平成26年3月期の連結営業利益が2兆4千億円を超え、6年ぶりに過去最高を更新する見通しとなった」（産経ニュース、12月30日）。

※(表1)トヨタ自動車の発表を伝える「東京新聞」電子版より(2013年11月)



最高益を更新したとしても、それに見合う税金をトヨタは払わない。いや、ほとんど払わない。事実、それは豊田市の法人市民税の推移を確認すればわかる。トヨタの過去最高益はリーマン・ショック前の2008年3月期の2兆2703億円だった。当時の豊田市への法人市民税の総額は400億円前後の歳入があった。ところが、リーマン・ショック後に350億円前後減少し、その後回復していないし、2014年度も増加は見込まれていない。

※(表2 豊田市の税収の推移)



なぜ、トヨタが最高益を更新しても、豊田市への法人市民税が少ないままなのだろうか。私は、昨年12月市議会で「法人市民税の歳入予算で、増額補正がなぜ提案されないのか」と市当局に質問しようとした。事前に説明に訪れた財政担当職員は、「以前から説明しているように、リーマン・ショック時の欠損金による処理で、利益にかかる税金はほとんどないのです」と言うのだ。

日本のメガバンクは10年以上、税金を1円も払っていない。不良債権処理で発生した巨額の損失を繰り越すことで、課税所得が相殺され、法人税納付ゼロが続いている事を日本共産党は告発してきた。欠損金の「繰越し制度」は、5年であったものが7年に、今や9年に延長されている。いずれも財界の要求に政府が応えて延長を繰り返したものだ。この恩恵を、空前の利益をあげるトヨタも受けているという事だ。

私は、昨年の9月議会において、2012年度の歳入決算額について質問した。「法人市民税が60億円となっているが(表2では『見込み54億円』となっているが確定数値では60億円であった)、そのうち、大企業からの歳入はどれだけが」と市当局にたどした。答弁では「11億円」というものであった。つまり、一握りの大企業は、空前の利益をあげても税金をほとんど払わずに、中小企業が税収の8割以上をまかなっているというのが現実だ。

法人市民税は、地方自治体に歳入される財源である。その計算方法はきわめてシンプルだ。企業は国に申告した法人税額を、その企業が立地する自治体ごとに工場の大きさや労働者数などで按分して自治体に申告する。その申告された額に、法人市民税の税率を掛けたのが、その自治体に歳入される法人市民税額となる。

リーマン・ショック後、豊田市への法人市民税額がほとんど無くなってしまったということは、国に歳入される法人税額もほとんど無いという事をあらわしている。東京新聞の報道によれば、日本における資本金一億円超の「大企業」で法人税を納めているのは53・7%しかないという。そして、その要因の多くが、「欠損金の繰越控除制度」によるものだと指摘している。政府は社会保障財源の窮乏を理由に、消費税増税を強行しようとしている。しかし、このような法人課税の構造的な欠陥が続いていれば、財源が困窮するのは当たり前である。それを庶民増税で賄おうとするのは本末転倒であり、絶対に納得できるものではない。

しかも、豊田市は、大企業からの財源が大幅に減少しているにもかかわらず、大企業への直接的な支援を依然として続けている。豊田市は産業立地補助金制度を設けているが、2012年度、トヨタ自動車に2億5606万円の補助金を支出した。「産業立地」はその名のとおりに、外からの企業誘致を名目としたものだが、市内の企業が工場などを拡張した際にも補助金が支出される。補助

総額の大半は、トヨタ自動車とその関連企業に支払われる事実上の「トヨタ向補助金」だ。この制度ができて以降の13年間で、トヨタ自動車一社に支払われた補助金合計は実に46億7122万円にもおよぶ。

トヨタ自動車が豊田市下山地区に建設を予定している「トヨタテストコース」について、その用地は愛知県企業庁が造成するのだが、豊田市は市の職員を配置し、その人件費や地元対策費などで4億8千万円も支出した。また、中山間地に造成する「テストコース」にトヨタの社員が通勤するための道路整備にも18億円を支出する。

数え上げればきりが無いほどの「トヨタ応援施策」のための豊田市の血税が支出され、それは今後も続けられようとしている。この「大企業中心主義」政治は、まさに日本という国の政治・社会構造そのものだ。豊田市はまさしく、大企業の「企業城下町」であり、だからこそ、その実体が分かりやすく映し出されている。

2014年、「大企業中心政治」への国民の抵抗運動は避けられない。消費税増税をはじめ、安倍政権の暴走政治に国民の忍耐が限界を超えるのは、もはや必然である。

2014年、「大企業中心政治」への国民の抵抗運動は避けられない。消費税増税をはじめ、安倍政権の暴走政治に国民の忍耐が限界を超えるのは、もはや必然である。

(おおむら・よしのり／ 日本共産党豊田市議員・当所会員)



絶好調を謳歌するトヨタ ますます厳しさをます 労働現場と下請け

伊藤 欽 次

1, 2013年は 絶好調、2014年計画は 1 千万台超へ

トヨタは、2013年の生産が1000万台を超え、一昨年に続いて「生産世界一」を記録した。

2014年の生産計画も、ひきつづき「1000万台超」を計画。3年連続で「最高を更新」する勢い。

4月1日の消費税増税（5%→8%）前の駆け込み需要で、現場は連日の残業、応援にかり出されているようだ、

2014年3月期決算見込みでは、「連結営業利益」が2兆4000億円を越える見込み、という。6年ぶりに過去最高を更新する勢い、とみられている。

きびしい原価低減、消費税増税前の駆け込み需要と「販売努力」にくわえて、円安の追い風が、最高益をつくりだしている、という。

昨年末の週刊経済誌では、トヨタを礼賛する特集が目立った。手にしたものだけでも、

エコノミスト・臨時増刊10/16号『ザ・名古屋』では「特集・トヨタ復活」

週刊ダイヤモンド11/30号「トヨタ大攻勢 豊田章男はなにを変えたのか」

プレジデントムック 「検証！：トヨタ自動車の復活は本物か？」

そのなかで、「週刊ダイヤモンド」。これまでは企業サイドに立った特集にすぎないのだったが、今回の特集で秀逸なのは、『下請けメーカー覆面座談会 章男社長にモノ申す！』という現場レベルの本音座談会を掲載していたのが注目された。

「● 利益が出ていても、下請けメーカーには厳しい状況」を

トヨタの年2回の部品価格の改定に納得できるのかという問いについては「そんなわけないでしょう。円高を理由に値下げさせたのに、円安の今だって下げさせるんだから。昔はカイゼンをして、うちの利益も確保したコストダウンだったけど、最近は最初から数字目標ありき」「利益が出ている間くらいコストダウン要求はストップしてほしい。このままいったら日本のモノづくりがダメになる」「トヨタは、うちら下請けを生かさず、殺さず手なずけてる。章男社長、ついていくからもっと優しくしてください（笑）」と下請けメーカーの本音は章男社長に厳しい。

トヨタの設計力が落ちていることも指摘し、TNGA に関しては「ようわからん（5人中2人が用語すら知らず）」「モジュール化ということなら、ホンダや日産自動車が行っているんじゃない？」と散々だ。

『原点回帰』とか『いいクルマを作る』とか、豊田社長が言っていることは、すごくいい。でも、

それが末端の社員やピラミッドの底辺まで伝わっている気はしない。そうやってこそ、真の意味でトヨタは再生した、といえるんじゃないかな」と、まとめられていた。

2. オーストラリア・トヨタで なにが起きているか

2001年から順調に伸びていた、オーストラリア国内での新車販売は、2007年をピークに頭打ちとなり、2008年の三菱自動車の工場閉鎖につづき、昨年12月23日にはフォードの自動車生産打ち切りが発表された。

さらに、昨年末に、米自動車大手ゼネラル・モーターズ（GM）は、オーストラリアでの自動車・エンジン製造から撤退することをあきららかにした。2017年末までに撤退する、という。

唯一残ったトヨタの豪州工場も危機に立っていると言われている。トヨタが撤退を決めれば、同国の自動車産業は崩壊する。

撤退の理由は、「高い生産コスト」、「小さい国内市場」などが、要因といわれている。

トヨタは1963年にオーストラリアで生産を開始。07年には15万台近く生産したが、12年は10万1000台にとどまっていたという。

オーストラリアの年間新車販売は約110万台。うち、国内生産車が占める割合は4分の1以下に減少している、という。

12月11日の報道によると、豪トヨタは、労組に対して、コスト削減を目的とした新労使協約に合意しなければ、ビクトリア州アルトナ工場の生産継続が難しくなると警告したもようという。同社の労働者は13日に、労使協約の合意について投票を実施する。

豪トヨタは「労組が新労使協約の合意を拒否すれば、トヨタ本社は豪トヨタがコスト削減に本気ではないと判断するだろう」とのべていたという。

豪トヨタは、先に競争力を高めるために、1台当たり3,800豪ドル（約35万8,000円）分のコスト削減に取り組んでいる、という。

最近の豪州の最低時給は、およそ18 AUD(日本円で1,700円)と、日本のそれと比べても倍以上の水準となっている。

豪州では、生産された自動車の7割が輸出に向けられている状態で、この人件費高騰は致命的といわれている。

別の報道（12月13日）によると、「豪トヨタ、労使協定改定投票に裁判所「待った」」と。

トヨタ自動車のオーストラリア法人は労使協定の改定を巡って13日に予定していた従業員投票を見送った。豪連邦裁判所が同日までに、投票は労使関係法に違反するとの判決を出したため。豪州では人件費の上昇などがネックとなり、米国系の自動車メーカー2社が生産撤退を決めた。トヨタもコスト削減に向けて労働条件の変更を計画していたが、遮られた格好だ。

豪トヨタは、他国の工場にはない長期の休暇など「時代遅れで競争力を失わせている」（同社）労働条件を変更するため、従業員の支持を問う予定だった。これに対し、2015年3月に迎える協定の期限切れの前に改定するのは不当として、4人の従業員が提訴していた。

豪州法人の安田政秀社長は、「結果に失望している」と述べた。米ゼネラル・モーターズ（GM）の豪州撤退にともなって、トヨタの生産体制や地元の部品供給網は「前例のない圧力」を受けるとして「迅速な改革の重要性」を訴えた。同社は控訴を含め検討する、という。

そのごの報道によると、トヨタの豪工場は、「年末年始は21連休となり、トヨタが世界で展開するどの工場より長い」と、現地紙が報じていたという。これは、トヨタの「過剰な厚遇削減に取り組み」の一貫とも言える。

3. 豊田章男社長、次々期の“経団連会長”？

昨年末、経団連は、2020年東京五輪にむけ、スポーツ振興を目的とする「スポーツ推進委員会」を発足させた。その委員長に、トヨタ自動車社長・豊田章男氏を起用されたという。豊田章男社長は事実上の“財界デビュー”と評されていた。

この新設された委員会は、「リーマン・ショック後に休廃部が相次いでいる企業スポーツを再び活性化し、次世代のスポーツ選手を育成するのが狙い。現在は個別の企業が自主的に行っている選手の活動支援を経済界全体でバックアップすることで、日本のメダルラッシュにつなげる。経団連の会員企業約100社が参加し、トップアスリートが所属する実業団チームへの資金の支援や、選手が引退した後の就職をサポートする。」と伝えられている。

豊田章男は、慶應義塾大学時代にホッケーの日本代表として活躍したスポーツマンで、しかもレーシングチームのドライバーとして国際レースに参戦する無類のレース好きで、「競技は参加するだけではなく常に順位にこだわる」のが信条。その意味では、豊田章男社長は、7年後の東京五輪をサポートする任務にはうってつけと、「スポーツ推進委員会委員長」に就任した。東京五輪開催時もまだ60代と若い。

財界には、「今回の人事は、“次の次”の経団連会長人事への布石ではないか」との観測が出ている、と報じられていた。

それは、豊田章男社長が、これまで距離を置いてきた政治との距離も縮めつつあるという。政府、経済界、労働界の代表がデフレ脱却の政策課題を話しあう「第2回政労使会議」（2013年10月17日）、首相官邸で開かれた際、企業代表として、経団連副会長の日立製作所の川村隆会長と豊田章男トヨタ社長が初めて出席した。

政府主催の会議には、経団連など経済団体の会長か副会長が出席するのが慣例だが、経団連の副会長でもない豊田氏が出席するのは異例なことだ、とみられていた。

川村氏と豊田氏が、政労使会議に出席したことで、財界関係者の間では「次の経団連会長の川村氏と、次の次の豊田氏のお披露目」との“深読み”が囁かれている、という。豊田氏の財界活動のステップは、次が経団連副会長で、その次が経団連会長。

財界内では「東京五輪の年を豊田氏が財界トップとして迎えるというシナリオが、より現実味を帯びてきた」との見方が広がりつつある、という。

ところが年明け早々、次期経団連会長に、慣例を破って、経団連・元副会長だった、繊維大手・東レ会長の榊原定征氏を決めた。本命と目されていた、日立の川村氏は、「高齢など」を理由に誇示され、人選は難航していたと報じられていた。

いずれにしても、次々期の会長に、豊田章男氏が座るには、次期には副会長に就任しなければならないだろう。

（いとう・きんじ / 所 員）



教育現場からの報告 1

高校授業料無償化に 所得制限の導入

櫻井 善行

労働問題研究は単純に企業内の「労使関係」に限定したら、話題も論点も狭い限定したものになってしまうだろう。私はこの間学校教育に関わる者として労働問題にアプローチをしてきたが、最近気がついたのは学校教育の外側の仲間が、以外にも私たちの言おうとしてることへの理解への欠如に気がついた。これは昨年の「教育のつどい」が愛知で行われるにあたって各労働組合への依頼でわかったのだが。それは私たちにも責任がある。それで「啓蒙」といえばオーバーになるが、非定期的であっても教育に関わる拙文も掲載していくことにする。今回は 4 月から実施される高等学校授業料無償化の所得制限導入についてである。

最初に事実関係から紹介する。一昨年暮れに成立した[自公]政権は政権公約であった高校授業料無償化の具体的な見直しについて、文部科学・財務・総務の 3 省合意が結ばれ、今秋の臨時国会に改正法案が提出された。この法案によって、2014（平成 26）年度の高校入学者から「所得制限」などが導入されることになる。あとから触れるが、この導入の背景は、財政難と「高額所得者」の家庭からは、生徒の授業料をいただくことにしようとするものである。ここに自公の当事者の貧弱な教育観や格差容認論を見いだすことが出来る。しかしながら、この動きに対してはいわゆる進歩的勢力や教職員組合だけでなく、これまで教育行政の担い手であった教育委員会関係者や高等学校校長会やPTAなど関係者の間には、性急な制度改正によって現場が大きく混乱して、トラブルが起きることへの危惧の越えも根強くある。

ところでこの制度、すなわち国公立高校生への授業料は不徴収、私立高校生には就学支援金を交付するという形で導入された高校授業料無償化は、自公政権前に 3 年以上君臨した民主党の政権公約(マニフェスト)の具体化によって、2010（平成 22）年度から始まったのは周知のことである。ところが自民党は、当初からこの施策を「ばらまき政策」と批判し、一律に無償にするよりも、高所得層は有償として、その分、低所得層などへの支援を充実させたほうがよいという一見「もっともらしい」理屈を振りまいてきた。この背景には、彼らの中にある新自由主義的施策とトリクルダウン理論があり、格差を前提として、豊かな人々のお恵みによって弱者は救われるという発想が、見え隠れする。

すでに昨年 10 月には文部科学・財務・総務の 3 省合意が結ばれ、自民・公明の与党間合意もできあがってしまった。「弱者」の政党である公明党は高額所得者ラインの引き下げだけは頑張ったそうであるが、それに基づくによると、公立高校の授業料不徴収の制度を改め、私立高校と同様に国が高校生に対して就学支援金を交付するという仕組みに一本化することになった。とともに、「世帯年収 910 万円以上」の高所得層はこの新たな「就学支援金」の対象から除外することになり、高所得層からの授業料は全額負担とすることになる。文部科学省の調査によれば、高校生がいる世帯全体の中で、約 22 %が対象外になり、そこから年間約 490 億円の財源が捻出できると計算しているという。しかしこれ以上の混乱を避けるため、現在の高校在籍者（新年度 2 年生・3 年生）は現行制度

通り授業料は無償化のままであり、新制度は新年度高校入学者から適用することになる。

その見直しの一環として、所得制限で捻出された財源を利用して、世帯年収 250 万円未満程度の家庭の高校生を対象にした返済の必要のない「給付型奨学金」（公立は年額 13 万円、私立は年額 14 万円）を支給し、590 万円未満程度の家庭の私立高校生への就学支援金の増額についても与党間協議で合意されていると聞くが、新年度の政府予算案にどのように反映されているか見ておく必要がある。

この高校授業料無償化の新年度からの見直しには、全国知事会なども慎重であるべしという姿勢を示し、導入するにしても次時年度以降にすべきだといってきました。これは「無償化の導入」で公立高校の授業料徴収システムを廃止してしたため、システム再構築の時間が必要とのことと、都道府県（政令指定都市も含めて）レベルでは授業料徴収に関する条例制定が必要であり、この 2 ～ 3 月の都道府県議会で制定しなければならない事情がある。いかに「自公」が教育現場はもちろんのこと、地方のこともなおざりにして、性急にことをすすめてきたかということもわかるものである。ばらまきは行けないといいながらも、民主党時代と同じ規模の予算設定をしているのである。

一方現場に目を向けると、公立高校では、生徒の家庭から所得証明書などの書類提出が必要になる。そのための事務負担の増加、個人情報への漏洩も無視できない。さらに、教室で有償の生徒と無償の生徒が存在することに成り、生徒間におかしな優越感や劣等感が醸成されても不思議ではない。「生徒同士の関係の悪影響」は現段階では当然危惧されることである。人づくりは、国の骨格であり、高校教育からも受益者負担を求めている国は日本以外にとある途上国だけであると聞く。数々の「政権公約」やぶりで国民の期待を幻滅から嫌悪へと導いた民主党政権の中で唯一評価することができるのなら、この高校授業料無償化であった。実際にこの民主党政権のもとで、これまで「留保」していた国際人権規約を一昨年の 9 月には「批准」している。これは批准を撤回していない現在まだ有効であり、この精神をを踏みにじったのが、自公政権による高等学校授業料無償化への所得制限の導入という暴挙である。学校現場がどのようなったかは、時期をみながらまた皆さんに紹介したい。

参考資料

○外務省告示第 318 号

日本国政府は、昭和 41 年 12 月 16 日にニューヨークで作成された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の批准書を寄託した際に、同規約第 13 条 2（b）及び（c）の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していたところ、同留保を撤回する旨を平成 24 年 9 月 11 日に国際連合事務総長に通告した。

よって、日本国は、平成 24 年 9 月 11 日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束される。

平成 24 年 9 月 24 日 外務大臣 玄葉光一郎

労働問題情報 この2ヶ月 2013年11月12月

11/1

◎中国、出稼ぎ労働者の不満で暴動頻発 止まらない不正蓄財の巨大化

11/2

◎韓国 強制労働で三菱重工に6000万円賠償命令 テレビ朝日

11/3

◎パワハラ:今年度上半期704件、過去最高 労働局「概念認知が要因か」... 毎日新聞

11/4

◎最賃11%上げ表明 インドネシアの首都・ジャカルタ特別州のジョコ・ウィドド州知事は1日、ゼネストに... しんぶん赤旗

11/5

◎初の「ワークルール検定」実施 NHK

◎企業寄り 首相鮮明 「ブラック」対策わずか 東京新聞

11/6

◎非正規労働者の処遇改善へ、多様な働き方必要＝3回目の政労使会議 ロイター

◎経財相、非正規労働者の正規化「多様な形で拡大を」 日本経済新聞

◎バングラデシュ、衣料産業労働者の最低賃金76%引き上げへ AFPBB News

11/7

◎韓国:全教組が「労働人権」教育 レイバーネット日本

11/8

◎不当労働行為認定:君が代斉唱条例…交渉応じない大阪市に 毎日新聞

◎韓国:2013年全国労働者大会「朴槿恵政権と全面闘争を宣言」 レイバーネット日本

11/9

◎米労働市場に依然多くの緩み、指標は実態正確に反映せず＝FRB議長 ロイター

◎福島原発:労働環境改善へ 大型休憩所、給食センター建設 毎日新聞

11/10

◎労働歌で仲間悼む 三井三池爆発50年 読売新聞

◎TPP交渉脱退、農産物配りPR 東北6県農協労組が署名活動 秋田魁新報

11/11

◎サウジで外国人労働者ら暴動 2人死亡 MSN産経ニュース

◎「限定正社員」で火花＝賃金上げでは一致一政労使 時事通信

◎労使協定無い中小企業、6割が「違法残業」 厚労省調べ 朝日新聞

11/12

◎競争会議 新裁量労働制導入を NHK

◎バングラデシュで賃上げ求めデモ、100以上の縫製工場が一時閉鎖 ロイター

11/13

◎米国労働者の半数以上は「貧困ライン」 ハフィントンポスト

◎労働力調査:非正規雇用79万人増 毎日新聞

◎新たな裁量労働制を検討＝有給取得促進も一競争力会議分科会 時事通信

11/14

◎米ボーイング最大の労組、労働協約めぐり 13 日投票 ブルームバーグ

◎バングラデシュで賃上げ要求のデモ続く、約 250 工場が一時閉鎖 ロイター

11/15

◎米労働生産性指数：第 3 四半期は 1.9 % 上昇、予想下回る ブルームバーグ

◎サウジで警察と移民労働者が衝突、1 名が死亡 イランラジオ

11/16

◎日系企業「十和田電子廠」労働者から経営トップへの手紙 レイバーネット日本

◎米労働生産 7 ～ 9 月 1.9 % 上昇 日本経済新聞

◎中国「3 中総会」一人っ子政策を緩和 労働教養も廃止 MSN 産経ニュース

11/17

◎非正規労働者を無期雇用の企業が 4 割 NHK

11/19

◎米成長なお勢い欠く、労働市場の持続的改善には不十分＝米 NY 連銀総裁 ロイター

◎アムネスティが指摘、W 杯開催のカタールで労働者虐待か TBS News

11/20

◎劣化する雇用 リストラ反動…過酷労働 「辞めさせてくれない」 東京新聞

◎バングラデシュの衣料産業に懸念、労働環境の改善を＝国連 ロイター

11/21

◎中国：労働教養制度を全面廃止し、抜け穴も設けてはならない ハフィントンポスト

11/22

◎ノキア 中国労働者、マイクロソフト への携帯事業売却めぐり抗議 ロイター

◎労働者の最低賃金 15 % 引き上げ、2 大都市は 270 万ドンに 日刊ベトナムニュース

11/23

◎労働災害 就農者確保に影響大 東京農大総研・三廻部部会長講演 全国農業新聞

11/24

◎派遣法見直し案 弱い保護 さらに弱く 東京新聞

11/25

◎衆院厚生労働委員会、「薬事法改正案」衆院で審議開始 QLifePro 医療ニュース

◎働く女性は過去最高の 63 % 9 月時点、15 ～ 64 歳 西日本新聞

◎ JAL 不当解雇争議：ILO から一步踏み込んだ第 2 次勧告 レイバーネット日本

11/26

◎週所定労働時間、最長は宿泊業・飲食サービス業の 39 時間 53 分 - 厚労 .マイナビ

11/27

◎「アマゾン物流センターの過酷な労働」BBC が潜入取材 ハフィントンポスト

11/28

◎FRB は労働生産性の鈍化に注目ー長期経済見通しに懸念浮上 ブルームバーグ

◎育児支援に外国人労働者を活用すべき、リクルート系提言 日本経済新聞

11/29

◎フィリピン労働雇用省、被災者向けにレイテ州でジョブフェア開く。4 千人分の求人用

意 日刊まにら新聞

◎「賃金やインセンティブは労働時間に比例」 政府が手引書発表 東亜日報

11/30

◎労働災害:県内の死傷者減少率1.3% 全国平均下回り29位 -- 1~10月. 毎日新聞

◎「いじめ・嫌がらせ」最多 中日新聞 労働局相談 2013 年度上半期 (四~九月)

◎次世代育成法、10年延長へ=少子化対策で厚労省方針 時事通信

12/02

◎国際労働機関によると、台風で被災した労働者の総数が560万人に 日刊まにら新聞

12/04

◎米、低成長時代の足音 FRB、労働生産性伸び悩み常態化懸念 SankeiBiz

◎堺・工場爆発:常務ら書類送検 労働安全衛生法違反容疑で 毎日新聞

◎10月現金給与0.1%増、4カ月ぶりプラス 製造業の活発な生産で 日本経済新聞

12/05

◎不当労働行為:教科主任解任で岡崎学園に命令 /愛知 毎日新聞

◎失業者の種類、FRB の労働市場に対する見方をゆがめる恐れ ウォール・ストリート・

◎セクハラ:大阪府公募の商工労働部長を減給処分 依願退職 毎日新聞

12/06

◎労働時間規制見直し提言=緩和・強化セットで検討-規制改革会議 時事通信

◎米新規失業保険申請は3週間連続で減少、労働市場の回復示す ロイター

12/07

◎米11月雇用統計 主要数字 総じて雇用は良好 労働参加率は改善 Klug クルーク

◎給与未払い:愛媛大客員教授の250万円 松山労基署が是正勧告 /愛媛 毎日新聞

12/08

◎改善命令:374人無届けで派遣、大阪の派遣会社に -- 大阪労働局 /大阪 毎日新聞

◎電機連合 春闘で4000円引き上げ要求へ NHK

12/09

◎シンガポール繁華街で暴動 デイリースポーツ

◎鉄道労組が全面スト突入 子会社設立に反対=韓国 聯合ニュース

12/10

◎ワタミ社員自殺、遺族が提訴=「過重労働抑止に」-東京地裁 時事通信

12/11

◎強硬サウジ、不法労働者12万人送還 人手不足深刻 日本経済新聞

◎労働者協同組合の最初の協同組合企業である家電メーカーのファゴールが11月倒産

12/12

◎原発違法労働で是正勧告 10時間超東芝など18社に 東京新聞

◎うつ病自殺:遺族がヤマダ電機を提訴「長時間労働で」 毎日新聞

12/13

◎トヨタの労働契約変更案を阻止、豪裁判所が判断 ロイター

◎原発違法労働 3カ月、延べ1000人超 東京新聞

◎「無期労働者」は3年適用外=派遣法改正で見直し案-厚労省 時事通信

12/14

◎労働規制緩和に日弁連反対集会 NHK

12/15

◎アラスカ航空、フライト・アテンダント労働組合と5年間の契約に仮合意 レスポンス

12/17

◎労働需給、引き締まる バイト時給5年ぶり伸び率 日本経済新聞

◎米労働生産性：第3四半期は3%上昇－労働コストは1.4%低下 ブルームバーグ

12/18

◎労働組合：組織率、最低の17% パートは1割近く増加 毎日新聞

◎ブラック企業、パート残業月170時間も 過酷労働浮き彫り 日本経済新聞

◎中国の出稼ぎ労働者、2020年までに都市戸籍が取得可能に＝報道 朝日新聞

◎大阪地裁「長時間労働で過労死」JR西日本社長らを提訴 毎日放送

12/19

◎GM豪撤退で労働者や関連産業向け支援基金、91億円超 朝日新聞

12/20

◎米オンライン小売大手アマゾンのドイツ物流センターで働く労働者約2000人がクリスマスプレゼント・シーズン最中の16日、賃上げを求めてストに入り。新聞あかはた

12/21

◎派遣労働者、4年連続減 製造業や事務の3年派遣は増加 朝日新聞

◎国際労働機関、がれき撤去など緊急雇用事業で被災者2万人を雇用 ... 日刊まにら新聞

12/22

◎ポルトガル 税務署・税関・地下鉄労働者らスト しんぶん赤旗

◎育児休職、子どもの年齢「満8歳」まで可能＝韓国 中央日報

◎調査対象8割 ブラック企業の疑い 朝日新聞

12/23

◎＜鉄道スト＞労働界の「聖域」民労総本部、18年目の初の公権力投入 ... 中央日報

12/24

◎企業の4割、無期雇用切り替えに前向き 労働契約法改正で 中国新聞

◎残業する部下は「がんばってる」53% 長時間労働の職場、上司が残業に ... copipesouko

12/26

◎賃金未払いに泣くソチの労働者 ウォール・ストリート・ジャーナル日本版

◎中国が定年延長計画－労働力縮小による成長への影響に対応 ブルームバーグ

12/27

◎労働時間規制見直し要求 競争力会議の分科会 西日本新聞

12/28

◎カンボジアの衣料品工場労働者が今週に入って全国規模のストライキに踏み切った。
ウォール・ストリート・ジャーナル日本版

12/31

◎厚労省、派遣労働者数 1.4%減135万人 規制強化が影響 SankeiBiz

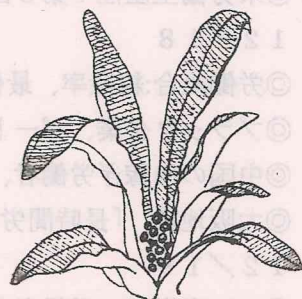
◎外国人労働者 入国緩和 建設人材不足 「単純」解禁も浮上 livedoor

☆2014年1月15日以降の活動・集会予定など

- 1月18日 第2回愛知労働問題研究所理事会兼第4回所員会議14時から
- 2月08日 第5回愛知労働問題研究所所員会議10時から
- 3月08日 第6回愛知労働問題研究所所員会議10時から
- 2月02日 1万人県民大集会：白川公園13時～
- 2月11日 トヨタ総行動：今年はビラと申し入れ
- 2月20日 地域総行動

☆寄贈された書籍、購入書籍ほか

- 虚構のアベノミクス 野口悠紀雄 (ダイヤモンド社)
- 経済学の犯罪 佐伯啓思 (講談社現代新書)
- 円高幻想 浜矩子 (PHP新書)
- 企業の枠を超えた賃金交渉 松村文人 (旬報社)



☆月刊全労連1月号 特集：アベノミクスの本質と求められる経済構造

2月号 特集：地域の運動と組織の強化を

☆経済1月号 特集：世界経済の動向2014

2月号 特集：2014年の日本経済をどうみるか

★今回174号を発行しました。充実した多くの投稿をいただきました。

内容はいずれも力作で学ぶところが多く、編集部は大感謝です。

要望が強かったB5版からA4版へのサイズ変更をしました。

あわせて会員のみなさまからの積極的な投稿をお待ちしています。

☆労働情報二ヶ月ニュースを続けて載せています。あっという間に過ぎていきますから振り返るときに新しい発見があったりします。

* 「所報」第174号(隔月刊) / 発行日2014年1月15日

* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所 (略称：労問研)

* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

* TEL/FAX(052) 883-6978 Eメールai-romonken@roren.net

* ホームページ <http://www.roren.net/romonken/>

* 研究所会費(年) 個人6000円 団体1口・12000円 * 会員の購読料は会費に含む。収入のない大学生・院生割引あり相談下さい。送金先：郵便振替00860-6-80604 愛知労働問題研究所 / 三菱東京UFJ銀行・金山支店・普通口座1368019

* お願い：14期・2013年度会費につきまして173号にて請求しました。お忘れの方は問い合わせください。175号で再度請求させていただきます。

